

MELジャパン 生産段階取得漁業 概要

(遠洋かつお一本釣り漁業)

I. 申請者

名 称：日本かつお・まぐろ漁業協同組合
住 所：東京都江東区永代 2-31-1 COI 永代ビル

II. 申請された漁業

認証対象魚種：カツオ (*Katsuwonus pelamis*)、ビンナガ (*Thunnus alalunga*)
漁獲の方法：一本釣り
漁業種類：遠洋かつお一本釣り漁業
漁 場：太平洋 (南方海域、近海・東沖海域)
認証対象者：日本かつお・まぐろ漁業協同組合所属の遠洋かつお一本釣り漁船 (27 隻)
(宮城県4隻、茨城県2隻、静岡県11隻、三重県5隻、鹿児島県5隻)

III. 審査開始日

平成 22 年 9 月 30 日から開始

IV. 漁業の概要

1. 漁業許可の取得状況

- ・ 農林水産大臣許可による許可操業で遠洋かつお一本釣り漁船全船が漁業許可を取得している。
- ・ 日本かつお・まぐろ漁業協同組合が、資格審査や管理を行っている。
- ・ 漁業者等との連携により、隻数・漁獲量・漁船動向を把握している。



2. 漁業実態

当該かつお一本釣り漁船は、「遠洋かつお一本釣り漁業」の操業形態を取っている。

遠洋かつお一本釣り漁業は、漁獲した魚を冷凍魚として市場に水揚している。水揚地は主に焼津港、枕崎港である。

一本釣り漁法は、目視で海鳥の群れや水面の動きを観察し、さらに魚群探知機のデータを駆使して、カツオの群れを発見すると、全速力で群れに近づき、まき餌を投げ入れるとともに撒水ポンプで群れに向かって勢いよく水を撒き、まき餌と水の音で興奮したカツオは、餌を求めて水面近くで踊り狂う。そのカツオを疑似餌を用いた釣り竿で1本1本釣上げる漁法である。釣上げられたカツオは、 -20°C のブライン液で急速凍結した後、 -45°C の魚倉において冷凍保存される。

漁場は、10月から4月にかけて南方漁場でカツオを漁獲し、5月から9月にかけて近海・東沖漁場で、ビンナガ及びカツオを漁獲している。

漁獲量は、年間4万5千トン前後で推移している。



漁獲風景



カツオ



ビンナガ

3. 資源に関する規制、取決め等の遵守

遠洋かつお一本釣り漁船は、専ら中西部太平洋まぐろ類保存管理条約（WCPFC）水域で操業しており、WCPFC委員会で採択された各種の保存管理措置を遵守している。例えば、我が国政府を通じて同委員会が定める漁船登録を実施しており、同委員会のウェブサイトに登録内容が公表されている。また漁船監視システム（VMS）の端末器を船上に搭載し、入港時以外、その船位置情報を常に同委員会に提供し、操業の透明性を確保している。公海乗船検査についても受入れている。

4. 関係者への啓発・普及活動

WCPFC委員会で採択された保存管理措置は、日本かつお・まぐろ漁業協同組合が関係漁業者に敵宜書面で案内し、また各種会議の場でも通知し、遵守に遺漏のないよう指導している。これらの措置に違反した場合、WCPFC委員会のIUU漁船リストに掲載され、以後操業停止に追い込まれることとなる。

また、WCPFC委員会等に遠洋かつお一本釣り漁業者も漁業者代表として参画する等実施している。

5. 資源管理の確立及びモニター

主な対象魚種はカツオおよびビンナガであり、これらの漁獲データが我が国政府を通じてWCPFC科学小委員会（SC）および北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）に提供されている。SCおよびISCは、日本を含めた関係国からのこれらデータを基に定期的に資源評価を行い、その結果をWCPFC委員会に報告し、資源の持続的利用の観点から問題があれば、漁獲努力量の削減、禁止水域の設定等、必要な保全管理措置を勧告している。

6. 記録の保管及び外部公表

漁獲成績報告書を適宜、日本かつお・まぐろ漁業協同組合を通し、水産庁遠洋課へ提出している。

7. 資源の生態学的視点からの研究

WCPFC科学委員会で調査が実施されている。

8. 環境保全への取り組み

一本釣り漁法はFADs等の放置漁具は使用せず、素群れ操業が主体であるため混獲はなく、また、1キロ未満の群れの漁獲は基本的には行わない。

9. 無用な漁獲等の軽減・回避

一本釣り漁法は、単一魚種の群れのみ漁獲するため、無用な漁獲は行わない。

10. 関係者への啓発・普及活動

これまで記載のとおり日本かつお・まぐろ漁業協同組合及び漁業者は、資源管理についての適切な措置を認識している。

遠洋かつお一本釣り漁業認証のポイント（FAO ガイドライン、パラ28～32関連）

（1）管理システム

（考慮対象魚種及び生態系への影響に関しての管理がしっかりしているか？漁業者や地域の情報・知恵を含め適正な評価を考慮し管理しているか？）

漁業法で規定する指定漁業である。指定漁業の許可は「漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令」で規定し、遠洋かつお・まぐろ漁業は同政令で規定されている。漁業許可は5年ごとに実施される指定漁業の許可等の一斉更新において、適格性等について審査が行われ更新される。漁業許可証では漁業者が遵守すべき、操業海域等の制限又は条件が付されている。

遠洋かつお一本釣り漁業の漁獲量は、年間4万5千トン前後で推移している。遠洋かつお一本釣り漁船は、生き餌を使うため実際に操業している漁場は、中西部太平洋まぐろ類保存管理条約（WCPFC）水域である。よって、WCPFC委員会で採択された各種の保存管理措置を遵守している。例えば、同委員会が定める漁船登録を、我が国政府を通じ実施しており、同委員会のウェブサイトに登録内容が公表されている。また、漁船監視システム（VMS）の端末器を搭載し、操業時の船位置情報を常に同委員会に提供され操業の透明性を確保している。公海乗船検査も受けている。WCPFC委員会で採択された保存管理措置は、日本かつお・まぐろ漁業協同組合が関係漁業者に連絡し、遵守に遺漏のないよう指導している。これらの措置に違反した場合、WCPFC委員会のIUU漁船リストに掲載され、以後操業停止に追い込まれることとなる。

（2）考慮対象魚種資源

（資源レベルは適当か？枯渇レベルに近い場合は回復させる管理をしているか？）

カツオは中西部太平洋海域に広く生息している。日本かつお・まぐろ漁業協同組合所属の遠洋かつお一本釣り漁船が操業する海域はカツオの分布縁辺部にあたる。中西部太平洋海域全体のカツオの資源状況については、高位にあるとの評価となっており、公的な資源管理等の措置は取られてない。主な対象魚種はカツオおよびビンナガであり、これらの漁獲データは我が国政府を通じてWCPFC科学小委員会（SC）および北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）に提供されている。SCおよびISCは、日本を含めた関係国からのこれらデータを基に定期的に資源評価を行う。WCPFC委員会は、資源の持続的利用の観点から必要であれば、漁獲努力量の削減、禁止水域の設定等、必要な保全管理措置を勧告している。

(3) 漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮

(対象魚種以外の魚類資源の混獲し絶滅の危機にさらしていないか?その他の生態系に深刻な結果をもたらすと思われる悪影響ないか?悪影響がある場合、その対応策は?)

カツオ一本釣り漁業では専門的にカツオ・ビンナガの群れを求めて操業するので、一本釣り漁法は、素群れ操業が主体であるため漁獲対象以外の混獲はない。また、日本かつお・まぐろ漁業協同組合内に設置されている「遠洋かつお一本釣り漁業対策協議会」で、海洋汚染につながるゴミ等の海中投棄禁止の徹底等を図り、関係漁業者への啓蒙を図る。一本釣り漁法では放置漁具の問題は存在しない。

遠洋かつお一本釣り漁業認証に関する管理の特長

遠洋かつお一本釣り漁業の隻数は、27隻で、全船が日本かつお・まぐろ漁業協同組合に所属している。遠洋かつお一本釣り漁業は、漁獲した魚を冷凍魚として市場に水揚している。水揚地は主に焼津港、枕崎港である。一本釣り漁法は、目視で海鳥の群れや水面の動きを観察し、さらに魚群探知機のデータを駆使して、カツオの群れを発見すると、全速力で群れに近づき、まき餌を投げ入れるとともに撒水ポンプで群れに向かって勢いよく水を撒き、まき餌と水の音で興奮したカツオは、餌を求めて水面近くで踊り狂う。そのカツオを擬似餌を用いた釣り竿で1本1本釣上げる漁法である。釣上げられたカツオは、 -20°C のブライン液で急速凍結した後、 -45°C の魚倉において冷凍保存される。漁場は、10月から4月にかけて南方漁場でカツオを漁獲し、5月から9月にかけて近海・東沖漁場で、ビンナガ及びカツオを漁獲している。漁獲成績報告書を適宜、日本かつお・まぐろ漁業協同組合を通し、水産庁遠洋課へ提出している。

遠洋かつお一本釣り漁業の様々な問題を検討している「遠洋かつお一本釣り漁業対策協議会」において、資源の持続的利用、資源の動向、海上投棄防止等を含め検討・確認を年間6回程度実施している。また、書面による周知、各種会議の場での通知等により日本かつお・まぐろ漁業協同組合及び漁業者は、資源管理についての適切な措置を認識している。遠洋水産研究所を中心に都道府県の水産試験場等から収集された生物測定や標識放流のデータが集約されWCPFC科学委員会に提供され、調査が実施されている。また、漁獲量については水産庁に漁獲成績報告書を提出しており、水産庁からWCPFCにデータを提供している。